

| |
|-----------|
| 令和4年11月9日 |
|-----------|

| |
|------|
| 記者発表 |
|------|

県営射撃場(仮称)の整備について

和歌山県では、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るべく、県営射撃場の整備については、次の条件をもとに検討を進めてきた。この条件が満たされれば、整備を進めていきたい。

1. 射撃場を整備する必要性

◎野生鳥獣による農作物被害が高止まりする中(R3: 2.6 億円)、鳥獣捕獲数を増やし、農作物被害を軽減させることが必要

◎銃猟者は減少傾向にあり、新たな担い手の確保が喫緊の課題

◎射撃技術向上や事故防止の研修に係る利便性を確保

- ・実践形式の射撃教習や銃猟捕獲技術向上研修会の実施
- ・事故防止のための猟銃操作の実践
- ・銃刀法第10条の2による狩猟前練習の実施

2. 射撃場整備の3条件

- (1) 騒音や鉛害対策をしっかりと行った上での適正な整備費
- (2) 運営経費の県負担の抑制と運営主体の存在
- (3) 市町村の積極的な協力と地元住民の理解

| | |
|-----|-------------------|
| 担当者 | 農業環境・鳥獣害対策室 門阪、日野 |
| 連絡先 | 073-441-2906 |